平成２９年（フ）第６２７号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目４―12―103
債務者　塩島　永恵
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０４号
横浜市鶴見区上末吉５丁目５番24号
債務者　三ツ口由紀子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４３号
横浜市港南区東永谷２丁目８番13号
債務者　金井　仁志
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６３号
横浜市港南区港南５丁目14番27号　宍倉荘203
債務者　松橋　浅子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７１号
神奈川県大和市鶴間１丁目６番７号
債務者　田中　　光
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４９７号
横浜市港北区綱島台９番15号　サンシャレー綱島台101
債務者　方　　眞梨
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６８７号
横浜市西区中央２丁目31番19号
債務者　岩岸　徳恵
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５５号
神奈川県鎌倉市大船５丁目12番15―103号
債務者　神林理美子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７６号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目11番17号
債務者　岩永　久子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第４４１８号
東京都目黒区自由が丘１丁目３―19―101
破産者　伊藤　益夫
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３２８号
東京都中央区築地４丁目４―14―616
破産者　黒川　　優
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８５９号
東京都江戸川区松島２―33―10　第二平和荘206、住民票上の住所東京都足立区大谷田２丁目３―35―１―1417
破産者　高橋　純大
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９９１号
神奈川県相模原市南区上鶴間５丁目１―10―203
破産者　鈴木　壮俊
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６１８号
東京都千代田区神田錦町３丁目21番地　ちよだプラットホームスクエア
破産者　マックスバリュー株式会社
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６１９号
東京都江戸川区小松川２丁目６―４―704
破産者　橋口　和弘
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６５８号
東京都目黒区鷹番３丁目９番11号
破産者　株式会社トータルプランニングプロフォー
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６５９号
神奈川県横浜市都筑区早渕２丁目３―40
破産者　鈴木　勝雄
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６７４号
東京都台東区雷門１丁目２番３―903号
破産者　ハマ株式会社
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部